

寒川町ケアマネジメント基本方針

令和 6 年 4 月 1 日

寒川町健康福祉部高齢介護課

寒川町は、高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、保険者としての基本方針を定めます。

はじめに、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」といいます。）が改正され、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進が義務付けられました。

そこで、本町における居宅介護支援事業に関する基本方針に加え、高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、保険者としての基本方針を定め、それを示すこととします。

介護保険法 第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

1. 居宅介護支援事業に関する基本方針

寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

（基本方針）

第 4 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立にこれを行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

2. 寒川町高齢者保健福祉計画の基本理念

第9次計画では、前計画を継承し「地域を支える つながる力 さむかわ」を基本理念とし、地域住民同士の支え合いを重視した地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策および事業を積極的に展開していくことで、地域共生社会の実現を目指しています。

3. 自立支援・重度化防止について

加齢に伴い、地域での生活を維持していくことが難しくなるのは当然のことです。このような高齢者が何らかの援助を受けながらも、尊厳を保持して、その人らしい生活を主体的に継続していくことが自立だと言えます。自立とは身体的自立のみではなく、心理的、経済的、社会関係的等の複合的な概念です。

このような自立に向けて支援するためのケアプランにおいては、高齢者本人の自己決定を尊重することが最も重要になります。そのため、「本人はどのような生活を望んでいるのか」といった意向をふまえて、「それを阻害している個人要因や環境要因は何なのか」といった包括的アセスメントに基づき、本人の意思を確認しながら、ケアプランを作成します。

そして、自立は一度で為し得ることではなく、環境との継続的な相互作用を通して可能になります。そのため、将来を見越してケアプランを作成するとともに、高齢者の自立を可能にする家族や地域にしていくための働きかけについても検討する必要があります。

このように、ケアプランは単なる計画ではなく、ケアマネジメントすべてのプロセスを見える化したものであり、ケアプランに係る議論をする際にはそのことを認識する必要があります。つまり、高齢者一人ひとりの生活を支える検討をすることになると言えます。

※平成30年10月9日 厚生労働省 介護保険最新情報 Vol. 685 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」一部引用

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

寒川町では、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケア体制の構築を図っています。

また、支援困難ケースへの助言や介護支援専門員のネットワークづくりのコーディネート等を通じて、介護支援専門員の支援を行っていきます。

5. 虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み

寒川町では、在宅及び特別養護老人ホーム等の介護保険施設、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービスを提供する事業所において、高齢者に対する虐待行為や身体拘束等、高齢者の権利と生活の質が脅かされるようなことがないよう、関係機関との連携強化、相談体制の充実を図り、高齢者の尊厳を保持・支援する取り組みを推進します。

6. 基本方針の普及、見直しについて

現在定める基本方針は、居宅介護支援事業所をはじめ広く関係者等に普及し、また、そのケアマネジメントに携わる関係各位と定期的な意見交換を行うこと等により、自立支援、重度化防止のための見直しを続けていきます。